

彩の国さいたま人づくり広域連合自主研究活動支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方行政に関する事項について自主的に研究を行う彩の国さいたま人づくり広域連合構成団体職員のグループ活動を支援することにより、職員相互の啓発意欲の高揚、職員の政策形成能力の向上等に寄与することを目的とする。

(支援の対象)

第2条 支援の対象となる自主研究グループは、次に掲げる事項について研究を行うため、自主的に結成された職員の研究グループ（以下「自主研究グループ」という。）とする。

- (1) 地域の活性化に関する事項
- (2) 地方行政上の諸課題に関する事項
- (3) その他行政の推進に必要と認められる事項

(自主研究グループの構成要件)

第3条 支援の対象となる自主研究グループは、県又は市町村の3人以上の職員をもって構成し、かつ、主たる構成員が県又は市町村の職員であるものとする。

(支援の内容)

第4条 彩の国さいたま人づくり広域連合（以下「広域連合」という。）は、第1の目的を達成するため、予算の範囲内において次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 研究活動に必要な会場の提供
- (2) 講師又は助言者の情報提供
- (3) 研究資料の提供又は貸出し
- (4) 研究資料の購入
- (5) 研究成果発表の機会の提供
- (6) 研究活動に資する交流機会の提供
- (7) 研究活動に資する情報の提供

2 前項第1号から第3号までの支援は、広域連合が管理又は保有する施設、情報、資料により行うものとする。

3 第1項第4号の支援は、同一年度内において、同一の自主研究グループに対し、10,000円（税込額）の範囲内で行うものとする。

(支援の申請)

第5条 前条の支援を受けようとする自主研究グループの代表者は、次の区分により支援の申請を行うものとする。

- (1) 前条第1項第1号から第3号までの支援を受けようとする自主研究グループの

代表者は、支援を受けようとする日の7日前までに様式第1号の申請書を彩の国さいたま人づくり広域連合事務局長（以下「事務局長」という。）に提出するものとする。

(2) 前条第1項第4号の支援を受けようとする自主研究グループの代表者は、支援を受けようとする日の14日前までに様式第2号の申請書を事務局長へ提出するものとする。

(3) 前条第1項第5号の支援を受けようとする自主研究グループの代表者は、事務局長の定める日までに様式第3号の申請書を事務局長へ提出するものとする。

（支援の決定等）

第6条 事務局長は、前条第1号の支援の申請があったときは、その内容を審査して支援の可否を決定したうえ、支援を受けようとする自主研究グループの代表者に通知するものとする。

2 前条第1号の規定にかかわらず、事務局長は、申請書の提出がない場合であっても、第4条第1項第2号の支援を行うことができるものとする。

第7条 事務局長は、第5条第2号の支援の申請があったときは、その内容を審査して支援の可否を決定したうえ、支援を受けようとする自主研究グループの代表者に通知するものとする。

2 事務局長が支援を可と決定して研究資料を購入した場合において、当該申請をした自主研究グループの代表者は、第5条第1号の申請を行い、事務局長が支援の決定をすることにより、当該研究資料の貸出を受けることができる。この場合において、貸出期間は、1年以内とする。

第8条 事務局長は、第5条第3号の支援の申請があったときは、広域連合が設置する審査委員会に諮り、支援の可否を決定したうえ、支援を受けようとする自主研究グループの代表者に通知するものとする。

（報告書の提出）

第9条 第6条第1項及び第8条の規定により支援を受けた自主研究グループの代表者は、当該支援により研究活動を行った場合、当該研究活動終了後1か月以内に様式第4号の報告書を事務局長に提出するものとする。ただし、やむを得ない理由により提出できない場合は、その旨を事務局長に報告しなければならない。

（研究成果の公表等）

第10条 事務局長は、自主研究グループの研究成果の提出があったときは、その研究成果を積極的に公表するとともに、その成果が各構成団体において活用されるよう努めるものとする。

（その他）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県職員の自発的研究活動促進要綱（平成11年7月1日施行）及び埼玉県職員の自発的研究活動促進要領（平成11年7月1日施行）並びに自主研究活動促進要綱（平成14年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 彩の国さいたま人づくり広域連合自主研究活動支援に係る貸出用研究図書等リクエスト制度取扱要領（平成20年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

自主研究活動支援申請書

平成 年 月 日

彩の国さいたま人づくり広域連合事務局長 様

研究グループ名
代 表 者 氏 名
(所 属)

自主研究活動について、彩の国さいたま人づくり広域連合自主研究活動支援要綱第4条に基づく支援を受けたいので、下記により申請します。

記

- 1 申請する支援の内容（該当するものに○をつけること。）
 - ア 研究活動に必要な会場の提供
 - イ 講師又は助言者の情報提供
(希望する指導内容を記すこと。)
 - ウ 研究資料の提供又は貸出し
(研究資料の名称、著者、発行所等を記すこと。)
- 2 支援希望年月日（1のイ又はウの場合は、当該支援を受けて実施する研究活動の予定日）
- 3 研究テーマ及び研究活動の内容
別紙1「研究活動計画書」のとおり
- 4 構成員
別紙2「構成員名簿」のとおり
- 5 連絡担当者

所 属	氏 名	電 話	電子メール

(別紙 1)

研 究 活 動 計 画 書

1 研究テーマ	
2 研究概要	
3 活動内容 (申請書の1の イ又はウの場 合は、支援を受け て実施する活動 内容について記 すこと。)	(1) 場所 (2) 時間 (3) 参加者 (4) 支援に係る日の活動内容
4 構成員数	合計 名 (うち県職員 名、市町村職員 名)
5 備 考	

自主研究活動支援申請書

平成 年 月 日

彩の国さいたま人づくり広域連合事務局長 様

研究グループ名
代 表 者 氏 名
(所 属)

自主研究活動について、彩の国さいたま人づくり広域連合自主研究活動支援要綱第4条に基づく支援を受けたいので、下記により申請します。

記

1 申請する支援の内容
研究資料の購入

2 購入を希望する研究資料

	研究資料の名称	著者名	発行所名	価格(円)	備 考
1					
2					
3					

3 研究テーマ及び研究活動の内容
別紙1「研究活動計画書」のとおり

4 構成員
別紙2「構成員名簿」のとおり

5 連絡担当者

所 属	氏 名	電 話	電子メール

(別紙1)

研 究 活 動 計 画 書

1 研究テーマ	
2 研究概要	
3 研究資料が 必要な理由	
4 構成員数	合計 名 (うち県職員 名、市町村職員 名)
5 備 考	

自主研究活動支援申請書

平成 年 月 日

彩の国さいたま人づくり広域連合事務局長 様

研究グループ名
代 表 者 氏 名
(所 属)

自主研究活動について、彩の国さいたま人づくり広域連合自主研究活動支援要綱第4条に基づく支援を受けたいので、下記により申請します。

記

- 1 申請する支援の内容
研究成果発表の機会の提供
- 2 研究テーマ及び研究活動の内容
別紙1「研究概要書」のとおり
- 3 発表内容
別紙2「企画書」のとおり
- 4 構成員
別紙3「構成員名簿」のとおり
- 5 発表予定者

所 属	氏 名

- 5 連絡担当者

所 属	氏 名	電 話	電子メール

(別紙1)

研 究 概 要 書

1 研究テーマ	
2 研究概要	
3 構成員数	合計 名 (うち県職員 名、市町村職員 名)
4 備 考	

(別紙 2)

企 画 書

1 題名	
2 発表の概要	<p>(1) 研究の目的</p> <p>(2) 現状・問題</p> <p>(3) 課題</p> <p>(4) 解決策・政策提案</p>

自主研究活動報告書

平成 年 月 日

彩の国さいたま人づくり広域連合事務局長 様

研究グループ名
代 表 者 氏 名
(所属)

自主研究活動について下記のとおり報告します。

記

1 研究活動日

2 活動内容

3 参加者

所 属		氏 名
県又は市町村名	課 所 名	